

平成24年11月30日

お知らせ

課 名	県民生活部市町村課
担 当	財政班 花田・横段
内 線	2468、2470
直 通	(086)226-7274

平成23年度市町村決算に基づく健全化判断比率等（確定値）について

平成23年度市町村決算に基づく健全化判断比率等については、9月28日に暫定値をお知らせしておりますが、この度、数値が確定しましたのでお知らせします。

なお、暫定値との数値の異同はありません。

記

- 市町村の健全化判断比率等（確定値）の状況

裏面のとおり

平成２３年度市町村決算に基づく健全化判断比率等（確定値）

＜健全化判断比率＞

（単位：％）

区分 ＜早期健全化基準＞	実質赤字比率 ＜11.25～15.0％＞	連結実質赤字比率 ＜16.25～20.0％＞	実質公債費比率 ＜25.0％＞	将来負担比率 政令市＜400％＞ 市町村＜350％＞
岡山市	—	—	14.8	87.8
倉敷市	—	—	11.3	80.2
津山市	—	—	15.1	151.9
玉野市	—	—	8.6	63.6
笠岡市	—	—	14.3	96.2
井原市	—	—	12.3	21.2
総社市	—	—	16.7	87.2
高梁市	—	—	16.0	98.5
新見市	—	—	17.7	120.8
備前市	—	—	17.4	94.4
瀬戸内市	—	—	15.7	79.9
赤磐市	—	—	12.2	53.6
真庭市	—	—	13.5	69.7
美作市	—	—	17.0	118.3
浅口市	—	—	13.7	55.3
市計	—	—	13.9	87.4
和気町	—	—	18.9	98.8
早島町	—	—	13.0	34.6
里庄町	—	—	9.2	—
矢掛町	—	—	11.1	6.6
新庄村	—	—	8.1	8.5
鏡野町	—	—	15.8	27.5
勝央町	—	—	15.2	148.4
奈義町	—	—	12.2	34.1
西粟倉村	—	—	11.4	41.0
久米南町	—	—	12.5	95.3
美咲町	—	—	18.3	113.2
吉備中央町	—	—	17.2	111.8
町村計	—	—	15.0	65.0
県計	—	—	14.0	85.3

（注１）実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」と表記している。

（注２）指標の計欄数値は加重平均である。

＜資金不足比率＞

（単位：％）

区分 ＜経営健全化基準＞	特別会計の名称	資金不足比率 ＜20.0％＞
—	—	—

（注）資金不足額がある公営企業会計はない。

健全化判断比率等の対象について

会 計 名 等		健 全 化 判 断 比 率 等					
地 方 公 共 団 体	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率		連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特別会計						
	うち公営企業会計			資 金 不 足 比 率			
	一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等							

実質赤字比率

- ・ 当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率

連結実質赤字比率

- ・ 公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

- ・ 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率
※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）

将来負担比率

- ・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率

資金不足比率

- ・ 当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率